

入札公告

次の工事を、一定の条件を付した公告により競争入札への参加者を募るとともに、指名基準に基づく競争参加者を指名することで競争性の更なる確保を目的とした条件付一般競争入札方式（指名併用型）に付します。

平成30年7月11日

（契約責任者）西日本高速道路株式会社 中国支社

支社長 小橋 慶三

1. 工事概要

- (1) 工事名 平成30年度 中国自動車道 千代田高速道路事務所管内伸縮装置取替工事（協議合意方式）
- (2) 工事場所 中国自動車道
自) 広島県山県郡北広島町有田
至) 島根県鹿足郡吉賀町立河内
広島自動車道
自) 広島県広島市安佐北区安佐町大字鈴張
至) 広島県広島市安佐南区伴西
浜田自動車道
自) 広島県山県郡北広島町有田
至) 島根県浜田市旭町
- (3) 工事内容 本工事は、千代田高速道路事務所管内の伸縮装置損傷に伴い取替を行う工事である。
- (4) 工事概算数量 伸縮装置取替 22箇所（約210m）
- (5) 工期 契約締結日の翌日から420日間
- (6) 担当部署
西日本高速道路株式会社 中国支社 総務企画部 経理課 課長代理 松川 英充
〒731-0103 広島県広島市安佐南区緑井2-26-1
電話 082-831-4441
- (7) 本工事は、以下の方法により落札者を決定する価格落札方式（協議合意方式付）の対象工事である。

最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格以下の場合

最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合などは、他の入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者若しくは協議対象者とする。

最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格を超える場合

当初の入札、再度入札及び不落札後の随意契約において最低の価格をもって入札した者の入札金額が契約参考価格を超える場合、入札者に対する指示書第18-3に基づき最低の価格

をもって入札した者を協議対象者とし、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断した場合は、協議対象者を落札者とする。

(8) 本工事は、全ての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

(9) 上記(8)の単価表は原則として電磁的記録媒体(CD-R)で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

(10) 本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額(以下「単価」という。)を合意することとする。

総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式(以下「単価個別合意方式」という。)によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式(以下「単価包括合意方式」という。)により行うものとする。

ただし、上記(7)に示す協議合意方式により落札者を決定した場合は、同方式の協議により合意した単価により総価単価契約を締結する。

(11) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

(12) 本工事は「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(13) 本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。

入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、この工事の入札に参加を希望する者から競争参加資格等確認申請と併せて見積書の提出を求め、見積書提出後、西日本高速道路株式会社にて、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて審査を行い、必要に応じ入札者と見積書の内容の確認(以下「技術確認」という。)を行い、その結果に基づき、最も適正な価格であると認められた価格を活用して契約参考価格の設定を行う方式をいう。

2. 指名通知の実施等に関する事項

(1) 指名通知の日

平成30年7月10日

(2) 指名基準

橋梁補修改築工事有資格業者

指名通知の日において、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「橋梁補修改築工事」の資格を有していること。

不誠実な行為の有無

指名通知の日において、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域2」において、指名停止を受けていないこと。

審査基準日以降における経営状況

指名通知の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けている場合は除く。

履行成績

西日本高速道路株式会社が発注した工事で指名通知の日の前年度から起算した過去2年間に完成・引渡し完了した上記（2）に示す工種、PC橋上部工工事および鋼橋上部工工事の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。

本工事に対する地理的条件

施工区域内（広島県、山口県および島根県）における建設業法の許可に基づく本店・支店・営業所を有すること。

本工事における技術的特性

指名通知の日において、平成15年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記のa)かつb)の施工実績を有すること。

なお、施工実績に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り施工実績として認める。）

施工実績

a) 橋梁上部工の伸縮継手取替を施工した工事

b) 供用中の自動車専用道路等（注1）または国道の交通規制（路肩規制を除く）を実施した工事

注1：自動車専用道路等とは、自動車専用道路及び高速道路会社が管理する道路をいう。

審査基準日以降における安全管理の状況

指名通知の日において、支社等の発注工事等について、労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められないこと。

審査基準日以降における労働福祉の状況

賃金不払いに関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当でないこと。

契約不適格者

指名通知の日において、西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。

3. 指名を受けていない者（非指名者）の競争参加資格等に関する事項

(1) 非指名者の競争参加資格

非指名者のうち下記の に該当する場合は、本工事に関する競争参加資格確認申請書及びその他確認資料（以下「申請書等」という。）を提出することができ、契約責任者により競争参加資格があると認められた場合、競争入札に参加することができる。

なお、この場合、上記2.(2)のうち 及び における「指名通知の日」は「開札の日」と、 及び から における「指名通知の日」は「競争参加資格確認申請書の提出期限の日」と、 における「指名通知の日」は「公告の日」と読み替えるものとする。

上記2.(2)(指名基準)の から 及び から のすべてを満たし、かつ、下記(2)の から の条件を満たす者。

(2) 非指名者の競争参加資格条件

本工事に、次に掲げる基準を満たす専任の技術者を配置できること。

イ 主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

ロ 主任技術者又は監理技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

ハ 監理技術者にあつては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、平成15年度以降に元請もしくは1次下請けとして完成及び引渡しが完了した下記のa)かつb)の施工実績を有すること。

（共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り施工実績として認める。）

施工実績

a) 橋梁上部工の伸縮継手取替を施工した工事

b) 供用中の自動車専用道路等（注1）または国道の交通規制（路肩規制を除く）を実施した工事

注1：自動車専用道路等とは、自動車専用道路及び高速道路会社が管理する道路をいう。

上記 における施工実績のうち元請として完成・引渡しが完了したものは、次に掲げるものでないこと。

イ 西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの

ロ 国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないもの

警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

入札前価格見積方式に関する見積書が提出されていること。

4. 非指名者の入札手続等に関する事項

(1) 入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

交付期間：平成30年7月11日(水)から平成30年8月3日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日(以下「休日」という。))を除く。

交付方法：入札情報公開システムより、提供する。

<https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「182001024」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後4時まで、上記1.

(6)の場所において入手することができる。

(2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成30年7月12日(木)から平成30年8月3日(金)までの休日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

提出場所：上記1.(6)に同じ。

提出方法：持参、郵便(書留郵便に限る。)又は託送(1)(以下「郵送等」という。)すること。

- 1 託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のもの。

その他

- ・申請書等と併せて、入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。
- ・入札前価格見積方式に関する技術確認を行う場合は、申請書等の提出期限以後平成30年9月7日(金)までの間を予定している。技術確認は書面、対面又は電話により実施する。
- ・技術確認の結果、再度、入札前価格見積方式に関する見積書の提出を求める場合がある。
- ・入札者は会社からの技術確認の有無にかかわらず、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更が発生した場合、平成30年9月12日(水)午後4時00分までに持参又は郵送等の方法により、上記1.(6)の場所に金額を変更した入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。なお、提出が無い場合は、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更がないものとみなす。

5. 指名業者及び非指名者の入札手続等に関する事項

(1) 入札書提出の期限、場所及び方法

提出期限：平成30年9月20日(木)午前11時00分まで(ただし、郵送等による入札については、期限までに上記1.(6)へ必着させること。)

提出場所：上記1.(6)に同じ。

提出方法：持参又は郵送等すること。

(2) 開札の日時及び場所

開札日時：平成30年9月21日(金) 午後3時30分

開札場所：上記1.(6)の中国支社1階入札室

6. その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 低入札価格調査

上記1.(7) ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、最低の入札価格がこれを下回る場合は、入札手續を保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。

(5) 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(6) 入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

(7) 入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

(8) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、コリンズ等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(9) 手續における交渉の有無 無

(10) 契約書作成の要否 要

(11) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(12) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記1.(6)に同じ。

(13) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(1)により申請書等を提出することができるが、本工事の競争入札に参加するためには、上記4.(2)の申請書等の提出を行った上で契約責任者により競争参加資格があると認められ、かつ、開札時において上記2.(2) に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(14) 詳細は入札説明書による。

以 上